1．［2］⑵⑥ハを削る。

1．［2］⑵⑦イのうち、「及び平成26年４月28日」及び「東九州自動車道と接続する日以降の」を削る。

1．［2］⑵⑦ロ㈠のうち、「（平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセント）」を削る。

1．［2］⑵⑦ロ㈡のうち、「（ただし、平成26年４月１日から平成26年６月30日までは50）」を削る。

1．［2］⑵のうち、⑳のうち企画割引「東九州自動車道大分・宮崎ドライブパス」及び企画割引「Kyushu Expressway Pass」を削り、これを㉑とし、⑲のうち「⑪」を「⑫」、「⑬」を「⑭」、「⑭」を「⑮」、「⑮」を「⑯」、「⑯」を「⑰」に改め、これを⑳とし、⑨から⑱までを１ずつ繰り下げ、⑧の次に次のとおり加える。

⑨　近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引

イ　割引をする自動車

近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジ又は大和まほろばスマートインターチェンジと郡山下ツ道ジャンクション相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引適用後の料金の額

次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ等相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
天理インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまで	225.572	244.464	263.357	305.866	409.776
郡山下ツ道ジャンクションから大和まほろばスマートインターチェンジまで	213.764	229.704	245.645	281.512	369.186

ハ　適用する期間

平成27年４月１日から平成29年３月31日まで本割引を適用する。

1．［3］のうち、「平成62年８月27日」を「平成72年６月22日」に改める。

別添５の一般国道10号（宇佐別府道路）のうち、東九州自動車道と接続する日の前日までの表及び「東九州自動車道と接続する日から」を削る。

別添５の京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）のうち、「瑞穂」を「京丹波みずほ」に改める。

別添６のうち、「（東九州自動車道と接続する日以降とする。）」を削り、「一般国道10号（椎田道路）（東九州自動車道と接続する日の前日までとする。）」の項を削る。

別添７を次のとおりに改める。

別添７

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ														
大口	×	大口													
前納	×	×	前納												
深夜	○	○	○	深夜											
休日	○	○	○	×	休日										
近乗	○	○	○	○	×	近乗									
近特	○	○	○	○	×	×	近特								
阪連	○	○	○	○	×	×	×	阪連							
京阪連	○	○	○	○	×	×	×	×	京阪連						
ネット	○	○	○	○	○	×	×	×	×	ネット					
京阪特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	京阪特				
三線	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	三線			
沖特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特		
障割	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	障割	
路バス	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス